

第 8 3 号議案

埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条及び第 2 8 9 条の規定により、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって、埼玉中部資源循環組合を解散し、及び同組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 1 1 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分について協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものである。